

II. 委託法人の承認

地域包括支援センター(高齢者相談センター)の委託については、介護保険運営協議会において、令和5年度に行った高齢者相談センターの評価結果を勘案しながら、委託継続承認の可否を審議していただいた後、審議結果を受け、市において決定します。

1. 評価結果の点数化

実施状況を判断するに当たり、評価結果を以下の基準で点数化しました。

- (1) 評価基準ごとに次のとおり配点。
(5:5点、4:4点、3:3点、2:2点、1:0点)
- (2) (1)に従い、大項目ごとに合計点を算出。
その際、大項目(1~6)ごとに、満点を100点に換算して評価し、大項目ごとに60点以上を良好とする。
- (3) 中項目において「一部不十分な状態にある」(評価2)が過半数である項目に関しては、センターに対し中項目毎に改善計画の提出を求め、実効性のある計画が確認し判断する。また、「全体的に極めて不十分な状態にある」(評価1)がある時は失格とする。

2. 結果

上記に従い、点数化を行った結果は、【表2】のとおり。

【表2】各センター評価結果を点数化した一覧

大項目	谷津	秋津	津田沼・鷺沼	屋敷	東習志野
I. 運営体制と共通的基盤業務	68	67	61	66	66
II. 総合相談支援業務	73	74	65	68	73
III. 権利擁護業務	69	69	66	69	67
IV. 包括的・継続的ケアマネジメント	73	76	67	71	71
V. 介護予防ケアマネジメント	67	64	60	64	62
VI. その他の業務	77	80	67	73	73

5つのセンターとも、いずれの項目においても、全て60点以上であり、いずれのセンターにおいても評価が「1」又は「2」となるものはなく、適切な状態であり、市の要求水準を満たしておりました。